

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

令和 年 月 日

令和 7 年 10 月 26 日執行 上越市長選挙

候補者

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 その他の場合	
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が上越市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、上越市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合・・・64,500 円
 - その他の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、上越市に支払を請求することはできません。
- 候補者の氏名については、通称認定申請書において申請のあった通称であって当該選挙の選挙長の認定した通称を記載する場合に限り、本名に代えて旧姓を記載することができます。